

『TSC専用保険』

〈ご契約にあたってのご注意〉

〈保険期間(ご契約期間)〉

・2025年3月25日午後4時～2026年3月25日午後4時

〈保険料確定特約〉

・保険料確定特約(確定保険料方式の「包括契約特約」を含みます。)をセットしたご契約の場合、ご契約時に把握可能な最近の会計年度等(1年間)の保険料算出の基礎数値を基に算出した保険料を払いただきます。

(注1)ご申告いただいた数値を立証できる書類をご提出いただく場合があります。

・保険期間中に確定精算方式への変更はできません。

・保険期間終了時に、保険料算出の基礎数値が減少・増加した場合でも、保険料の返還・請求はいたしません。

・保険料算出の基礎数値に誤りがあった場合は、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできない場合があります。

・保険料算出の基礎数値がご契約時に把握可能な最近の会計年度等(1年間)の保険料算出の基礎数値を著しく上回りまたは下回る見込みがある場合には、この特約はセットできません。

(注2)企業買収・部門売却等の予定がある場合(保険料算出の基礎数値が著しく変動することが明らかな場合)、季節的または一時的な営業期間を保険期間とするご契約には、この特約はセットできません。

・ご契約が保険期間中に解除・解約された場合(中途更改を含みます)には、確定精算を行わず、普通保険約款・特別約款・特約に定める方法に従い、保険料を返還・請求いたします。

・中途加入する際には保険期間終了時に確定精算が必要となりますのでご注意ください。

〈万一、事故が発生した場合の手続き〉

・万一事故が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。
ご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払することがあります。

・この保険契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。

〈示談にあたって〉

・この保険には、被保険者に代わって事故の相手(被害者)と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故にかかわる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず引受保険会社とご相談のうえ、おすすめてください。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

〈その他のご注意〉

・この保険契約はTSCを保険契約者とし、TSC会員を加入者とする建設工事保険、施設所有(管理)者賠償責任保険、請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険の団体契約です。

・建設工事保険・賠償責任保険普通保険約款(・特別約款)・特約集、および保険証券は保険契約者(TSC)に交付されます。

・他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償の差異や保険金額(支払限度額)等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。※

※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

・この保険契約は2社による共同保険契約であり、各引受保険会社は分担割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。引受幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金のお支払いその他の業務を行っております。

〈引受保険会社〉

(幹事) あいおいニッセイ同和損害保険株式会社(分担割合: 61.42%)

東京企業営業第四部営業第一課

東京都中央区日本橋3-5-19

TEL:050-3460-2234 FAX:03-5202-6019

(非幹事) 損害保険ジャパン株式会社(分担割合: 38.58%)

〈取扱代理店〉

(幹事) 株式会社JBサポート

東京都江東区亀戸1-14-4 第二萬富ビル5階